

# 「まくら」品質表示規程 (案)

## 第1章 総 則

### 1.1 【目的】

繊維製品の多くは、家庭用品品質表示法の対象商品に該当し、その規程に則して表記をすることとされている。しかし、まくら類は該当商品になっておらず、表示の内容は製造者の責任において自由に表記されている。

本規程は、まくら類の表示を適正に行うための事項を定めることにとり、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

### 1.2 【定義】

本規程では、「まくら」の定義を「睡眠の際に使用し、頭部（又は体の一部）を支えるもの」とし、用途（支える部位）によって以下の通りに分類される。

1. 頭部用まくら
2. 肩用まくら
3. 腰用まくら
4. 足用まくら
5. 抱きまくら

\*アイピロー、指用まくら、モバイルピロー(携帯まくら)等は対象外とする。

### 1.3 【表示の基本】

表示者は、上述の目的を達成するため、関連法規及び本規程を遵守し、次に挙げる事項を基本として必須及び任意の事項を表示する。

- (1) 表示者は、情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の商品選択と安定した使用が確保されるよう努める。
- (2) まくらは、形状、構造、高さ、詰めもの等によって使用感が大きく異なることから、一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告や表示を行わないことを厳守する。
- (3) 表示者により、表示方法、使用方法、名称（品名）が異なると、一般消費者が商品選択に迷う恐れがあるため、統一した表示を行なう。

### 2.1 【まくらの表示】

表示者は、関連法規及び以下に挙げる項目に則して、消費者の見やすい箇所に明瞭かつ適正に表示しなければならない。

ただし、文字の大きさ及び品質表示ラベル、シール等の大きさは規定しない。

### 2.2 【必須表示項目】

次に定める表示項目（1～10）を必須表示項目とし、（1）から（7）は指定順番通りに分離せずに表示しなければならない。ただし、（8）から（10）及びその他の記載項目についての表示順番は任意とする。

（1） 分類

用途（対象部位）を明確に表示する。（3.1 分類項目に基づく表示）

（2） 名称及びサイズ

詰ものを明確に表示する。尚、頭部用まくらはサイズの略号を併記する。

（詰めものは家庭用品品質表示法及び本規程「詰めもの表示一覧」に基づく表示）

（3） 商品名（品番）

自社考案の商品名又は自社管理品番等を表示する。（併記も可とする）

（4） 組成：まくらがわ

まくらがわの組成を表示する。（家庭用品品質表示法に基づく表示）

（5） 組成：詰めもの

詰めものの組成を表示する。

（家庭用品品質表示法及び本規程「詰めもの表示一覧」に基づく表示）

（6） がわサイズ

まくらがわのサイズをヨコ・タテ・マチ(マチがある場合)の順番にセンチメートル（cm）単位で表示する。

（7） 高さ調節

まくらの高さ調節機能の有無を表示する。

（8） 表示者

表示者氏名・連絡先・原産国を表示する。

（家庭用品品質表示法及び不当景品類及び不当表示防止法に基づく表示）

（9） まくらカバーの適用サイズ

専用カバー又は推奨するカバーの適用サイズを表示する。

（10） 取り扱い表示

取り扱い表示と付記用語、デメリット表示等を表示する。

## 第3章 表示方法

(案)

### 3.1【分類】

まくらの用途（支える部位）によって以下の通りに分類される。

1. 頭部用まくら
2. 肩用まくら
3. 腰用まくら
4. 足用まくら
5. 抱きまくら

\*アイピロー、指用まくら、モバイルピロー(携帯まくら)等は対象外とする。

### 3.2【名称】

使用される詰めものが明確になるように分かり易く表示する。

- (1) 1種類の詰めものを使用した場合

使用される組成名の後に「まくら」をつけて表示する。

[表示]      〈使用される組成名〉      まくら

- (2) 2種類の詰めものを使用した場合

主（重量比50%以上）となる詰めものと、従（重量比50%未満）となる詰めものに区分される場合は、従となる詰めものの名を先に記述し、「入り」という文字を使用し、その後に主となる詰めものの名を表示する。

[表示]      〈従詰めもの名〉入り 〈主詰めもの名〉      まくら

詰めものは家庭用品品質表示法及び本規程「詰めもの表示一覧」に基づく表示をする。

- (3) 3種類以上の詰めものを使用した場合

最も重量比の高い詰めものを主詰めもの、その他の詰めものを従詰めものとし、1～2種類の従となる詰めものの名を先に記述し、「入り」という文字を使用し、その後に主となる詰めものの名を表示する。

[表示]      〈従詰めもの名①・従詰めもの名②〉入り 〈主詰めもの名〉      まくら

詰めものは家庭用品品質表示法及び本規程「詰めもの表示一覧」に基づく表示をする。

### 3.3 【 サイズ(略称) 】

(案)

頭部用まくらについては、消費者が適合するまくらカバーを選択し易くするために、下記に定める主要なサイズのまくらの略称を、( )を用いて、カタカナ・アルファベット又は両方で表示する。尚、その他のまくらについては、略称は用いない。

(略 称)	(サイズ)	ヨ	コ	タ	テ
ジュニア (J)		4 0 c m	×	2 9 c m	
スモール (S)		5 0 c m	×	3 5 c m	
ミドル (M)		6 3 c m	×	4 3 c m	
ワイド (W)		7 0 c m	×	4 3 c m	
ラージ (L)		7 0 c m	×	5 0 c m	
ダブル (D)		1 2 0 c m	×	4 3 c m	

### 3.4 【商品名 (品番)】

自社考案の商品名又は自社管理品番を表記する。また、商品名及び品番の併記を可とする。商品名は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (薬機法)」等に抵触しないように注意する。

### 3.5 【組成：まくらがわ】

まくらのがわ地の組成を表示する。組成名は家庭用品品質表示規程に基づいて表示する。また、表面、裏面、マチ等の組成が異なる場合は、使用する部位を明示する。

### 3.6 【組成：詰めもの】

詰めものの組成を表示する。使用する詰めものが繊維の場合は、家庭用品品質表示法「繊維の指定用語」に基づいて表示し、繊維以外の詰めものについては、本規程「詰めもの表示一覧」に基づいて表示する。(添付資料参照)

### 3.7 【がわサイズ】

まくら本体のがわサイズを表示する。サイズは、製品の使用面のヨコとタテ及びマチ (マチがある場合のみ) のがわサイズを計測した数値とする。尚、計測方法は、製品を自然に置いた状態で製品の中央を計測する。

### 3.8 【高さ調節】

まくらの高さ調節機能の有無を「可」「不可」又は「有」「無」の表記を用いて表示する。調節方法を付記する場合は、調節機能の有無の後に ( ) を用いて表示する。

(例) 可 (調節シート) / 可 (詰めもの調節)

### 3.9 【表示者】

(案)

表示者の「氏名」「連絡先（住所又は電話番号）」を家庭用品品質表示法・繊維製品品質表示規程に準拠して表示する。また、「原産国」を不当景品類及び不当表示防止法に基づき表示する。

### 3.10 【取り扱い表示】

日本工業規格「繊維製品の取り扱いに関する表示記号」(JIS L 0001:2014)に基づき取り扱い表示及び付記用語、デメリット表示等を表示する。洗濯不可の製品の場合も、取り扱い絵表示等を付記することを推奨する。

### 3.11 【まくらカバーの適用サイズ】

枠外に、適用するまくらカバーのサイズを、製品サイズ及び略称で表示する。

専用カバーがある場合は、その旨も合わせて表示する。

(例) まくらカバーは専用カバー又は65×45cm (M) サイズをお薦めします。

### 【表示例】

(※)：必須項目

分類	(※)	頭部用まくら
名称(サイズ略称)	(※)	あずき入りポリエステルまくら (ミドル M)
品名(品番)	(※)	あずきちゃんII
組成	まくらがわ	(※) 表：絹100% 裏：綿100% マチ：レーヨン100%
	詰めもの	(※) ポリエステル100% あずき
がわサイズ	(※)	63×43×5cm
高さ調節	(※)	可(詰めもの調節)
表示者		JBA株式会社 TEL: 03-1234-5678

日本製

◆まくらカバーは専用カバー又は65×45cm (M) サイズをおすすめします。

\*重量表記する場合：欄外に 詰めもの重量 ポリエステル 200g あずき 200g と表記

(注) 高さ cm の表記策は、計測箇所、荷重等含め検討中でございます。

## 第4章 付帯資料

資料1 [まくらサイズの略称]

\*頭部用まくらに適用

略称		サイズ	
名称	記号	ヨコ	タテ
ジュニア	J	40cm	29cm
スモール	S	50cm	35cm
ミドル	M	63cm	43cm
ワイド	W	70cm	43cm
ラージ	L	70cm	50cm
ダブル	D	120cm	43cm

資料2 [詰めもの表示一覧 ①]

繊維等の種類		指定用語 (家庭用品品質表示法)
綿		綿 コットン COTTON
麻	亜麻	麻 亜麻 リネン
	苧麻	麻 苧麻 ラミー
上記以外の植物繊維		植物繊維 (名称、商標など)
毛	羊毛	毛 羊毛 ウール WOOL
	モヘヤ	毛 モヘヤ
	アルパカ	毛 アルパカ
	らくだ	毛 らくだ キャメル
	カシミヤ	毛 カシミヤ
	アンゴラ	毛 アンゴラ
	その他のもの	毛 (名称、商標など)
絹		絹 シルク SILK
上記以外の動物繊維		動物繊維 (名称、商標など)
ビスコース繊維	平均重合度が 450以上のもの	レーヨン RAYON ポリノジック
	その他のもの	レーヨン RAYON
銅アンモニア繊維		キュプラ
上記以外の再生繊維		再生繊維 (名称、商標など)

アセテート繊維	水酸基の92%以上が 酢酸化されているの も	アセテート ACETATE トリアセテート
	その他のもの	アセテート ACETATE
上記以外の半合成繊維		半合成繊維（名称、商標など）
ナイロン繊維		ナイロン NYLON
ポリエステル系合成繊維		ポリエステル POLYESTER
ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
ビニロン繊維		ビニロン
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
ポリアクリル ニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの 質量割合が85%以上 のもの	アクリル
	その他のもの	アクリル系
ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
アラミド繊維		アラミド
上記以外の合成繊維		合成繊維（名称、商標など）
ガラス繊維		ガラス繊維
金属繊維		金属繊維
炭素繊維		炭素繊維
上記以外の無機繊維		無機繊維（名称、商標など）
ダウン		ダウン
その他のもの		フェザー その他の羽毛
上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維		分類外繊維（名称、商標など）

〔詰めものの表示一覧 ②〕

詰めものの種類	指定用語（まくら表示規程）	
	指定用語	備考
木	天然木	
ヒノキ	天然木（ヒノキ）	（ ）表記は任意
スギ	天然木（スギ）	（ ）表記は任意
籐	籐	
竹炭	炭（竹炭）	（ ）表記は任意
木炭	炭（木炭）	（ ）表記は任意
活性炭	炭（活性炭）	（ ）表記は任意
備長炭	炭（備長炭）	
種	種	
梅の種	種（梅）	（ ）表記は任意
さくらんぼの種	種（さくらんぼ）	（ ）表記は任意
パンヤ	植物繊維（パンヤ）	
カポック	植物繊維（カポック）	
へちま	へちま	
あずき	あずき	
豆	豆	
ラベンダー	花（ラベンダー）	（ ）表記は任意
イグサ	い草	
そば殻	そば殻	
粳殻	粳殻	
落花生殻	落花生殻	
茶	茶（品種等）	（ ）表記は任意
石	石	
トルマリン	石（トルマリン）	（ ）表記は任意
陶器	陶磁器	
塩	塩	
岩塩	塩	
銅	銅	
ゲルマニウム	金属（ゲルマニウム）	（ ）表記は任意
レアメタル	金属名を表記	
シリカゲル	シリカゲル	
マグネット	磁石	



パイプ	合成樹脂加工品品質表示規定に準拠して表示	
ポリオレフィン系	合成樹脂加工品品質表示規定に準拠して表示	
エラストマー	熱可塑性エラストマー	
ラテックス	ラテックス	
その他の合成樹脂	合成樹脂加工品品質表示規定以外の合成樹脂は、原料樹脂の通称を表示	
パフ（合成ゴム）	合成ゴム	
シリコン	シリコンゴム	
スチレンビーズ	ポリスチレン	
ウレタンフォーム	ウレタンフォーム	
低反発	ウレタンフォーム	
空気	空気	
水	水	
カテキン	（成分のため 組成表記はしない（カテキン加工などを別欄に表記））	